（指定特定医療に係る負担上限月額の経過的特例）

第三条　法の施行の日の前日において厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受け、法の施行の日から継続して支給認定を受けている指定難病の患者（次条において「難病療養継続者」という。）に係る第一条第一項の規定の適用については、平成二十九年十二月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	三万円	二万円
第二号	二　次のイ又はロに掲げる者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）　二万円	二　次のイに掲げる者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）　一万円
第三号	七万千円未満（支給認定を受けた指定難病の患者が高額難病治療継続者である場合にあっては、二十五万千円未満）	七万千円未満
	一万円	五千円
第四号ロ	高額難病治療継続者であって、当該支給認定を受けた指定難病の患者及び支給認定基準世帯員について特定医療のあった月の属する年度（指定医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が七万千円未満	、当該支給認定に係る指定難病の病状の程度が一定以上である者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県の認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（次号において「重症認定患者」という。）
第五号	八十万円以下である者	八十万円以下である者（支給認定を受けた指定難病の患者が重症認定患者である場合にあっては、八十万円を超えるものを含む。）

第四条　支給認定を受けた指定難病の患者又は第一条第二項に規定する医療費算定対象世帯員が難病療養継続者又は児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百五十七号）附則第三条に規定する小児慢性特定疾病医療継続者である場合における第一条第二項の規定の適用については、平成二十九年十二月三十一日までの間、同項中「前項の」とあるのは「前項（附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の」と、同項第二号中「第二十二条第一項各号」とあるのは「第二十二条第一項各号（児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百五十七号）附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（生活保護法施行令の一部改正）

第五条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二に次の一号を加える。

二十六　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

第四条の三に次の一号を加える。

二十九　難病の患者に対する医療等に関する法律

（公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

三十　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

（臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令の一部改正）

第八条　臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

五十九　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（介護保険法施行令の一部改正）

第九条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二に次の一号を加える。

二十四　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

第三十五条の五に次の一号を加える。

二十七　難病の患者に対する医療等に関する法律

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第十条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五条の二に次の一号を加える。

二十四　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

第三十五条の四に次の一号を加える。

二十七　難病の患者に対する医療等に関する法律

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第十一条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百三十九　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第十二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項に次の一号を加える。

八　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

第二十六条第二項に次の一号を加える。

九　難病の患者に対する医療等に関する法律

第三十八条に次の一号を加える。

十四　難病の患者に対する医療等に関する法律

第四十二条に次の一号を加える。

十七　難病の患者に対する医療等に関する法律